

第 1 3 1 回

国有財産近畿地方審議会

日時 令和 2 年 2 月 1 0 日

場所 近畿財務局 8 階大会議室

国 有 財 産 近 畿 地 方 審 議 会 委 員 名 簿

令和2年2月10日現在

ふりがな 氏 名	現 職
おか 絵 理 子 岡 絵 理 子	関西大学 環境都市工学部建築学科教授
おは 原 まさとし 敏 小 原 まさとし 敏	弁護士（きっかわ法律事務所）
かねづ か 塚 たく や 也 兼 塚 たく や 也	中央復建コンサルタンツ(株) 代表取締役社長 （(一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部 副支部長）
さ せ 瀬 み 恵 子 佐 瀬 み 恵 子	桃山学院大学 社会学部非常勤講師
さ と う 藤 ゆ う 子 佐 と う 藤 ゆ う 子	(株)国華荘 代表取締役社長
さ わ き 木 ま さ の り 典 澤 わ き 木 ま さ の り 典	大阪大学大学院 工学研究科教授
すみ 角 か ず お 夫 角 か ず お 夫	阪急電鉄(株) 代表取締役会長
は な だ ま り 子 花 田 ま り 子	大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科教授
みつ お 岡 ま さ し 史 光 お 岡 ま さ し 史	不動産鑑定士（本町不動産鑑定(株) 代表取締役）
も り も と 本 たか し 孝 森 り も と 本 たか し 孝	関西電力(株) 代表取締役副社長執行役員
※50音順（敬称略）	10名

第131回 国有財産近畿地方審議会

日時：令和2年2月10日（月）

10時30分～11時15分

場所：近畿財務局8階大会議室

【増田管財総括第1課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第131回国有財産近畿地方審議会を開催いたします。

今回は、委員改選後初めての審議会となり、会長が選任されておられませんので、会長選任までの間、管財総括第1課長の私、増田が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議成立の報告をさせていただきます。本審議会は国有財産法施行令第6条の8第1項の規定に基づきまして会議を開き、議決をするためには委員の半数以上の出席が必要でございます。本審議会は現在10名で構成されており、本日は8名の委員にご出席いただいておりますので、委員の半数以上の出席となり、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、初めに、近畿財務局長の青木からご挨拶がございます。

【青木局長】 青木でございます。

昨年7月に近畿財務局長を拝命いたしまして、半年と少し経っておりますけれども、本日は皆様大変ご多用中のところお越しいただきましてありがとうございます。

また、昨年9月の委員の改選に当たりまして、快く委員ご就任を引き受けていただきましたことに改めて御礼申し上げます。

本日の会議ですが、委員の皆様方には、留保財産の選定基準と、留保財産の選定についてご審議をいただくことになっております。これは昨年の6月、財政制度等審議会の国有財産分科会において答申が出ておまして、具体的に申しますと、国においてはこれまで国として保有する必要のない国有地は速やかに売却をしまいましたが、今後は希少性の高い国有地は売却せずに、つまり所有権を留保して、定期借地により有効活用を図っていかうとするものでございます。これは、国有財産の管理処分の方針における非常に大きな見直しとなります。詳細はこの後、事務局からご説明をさせていただきますが、委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催に当たりましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 続きまして、お手元に配付の委員名簿の順に委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思ひます。

岡絵里子様でございます。

【岡委員】 岡と申します。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 小原正敏様でございます。

【小原委員】 弁護士の小原でございます。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 佐瀬美恵子様でございます。

【佐瀬委員】 佐瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 佐藤祐子様でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 澤木昌典様でございます。

【澤木委員】 澤木でございます。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 角和夫様でございます。

【角委員】 角でございます。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 光岡正史様でございます。

【光岡委員】 光岡でございます。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 森本孝様でございます。

【森本委員】 森本でございます。よろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 このほか、本日はご欠席ですが、兼塚卓也様、花田眞理子様
に委員にご就任いただいております。

続きまして、当局側の出席者をご紹介させていただきます。

改めまして、近畿財務局長の青木でございます。

【青木局長】 青木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 管財部長の秋田でございます。

【秋田管財部長】 秋田です。どうぞよろしくお願ひします。

【増田管財総括第1課長】 管財部次長の山田でございます。

【山田管財部次長】 山田です。どうぞよろしくお願ひします。

【増田管財総括第1課長】 管財部次長の上乗でございます。

【上乘管財部次長】 上乘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 それでは、本日の最初の議事としまして、会長の互選に入らせていただきます。

当審議会の会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定によりまして、委員の皆様方の互選により選出いただくこととなっております。

この件につきましてお諮りしたいと思いますが、どなたかご意見がございましたら承りたいと存じます。

【佐藤委員】 よろしいでしょうか。

【増田管財総括第1課長】 佐藤委員、お願ひいたします。

【佐藤委員】 前回に引き続きまして、知識も豊富でいらっしゃる角委員に会長をぜひお願ひしたいと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

【増田管財総括第1課長】 ただいま佐藤委員から、角委員に会長をお願いすることでどうかのご発言がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田管財総括第1課長】 ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員の皆様方の互選によりまして、角委員に国有財産近畿地方審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、角委員、どうぞ会長席のほうへお移りいただきたいと存じます。

(角委員 会長席へ移動)

【増田管財総括第1課長】 それでは、角会長からご挨拶をいただきたいと存じます。角会長、よろしくお願ひいたします。

【角会長】 引き続き、2期目を務めさせていただくことになりました角でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま局長からもご挨拶がございましたけれども、国有財産を売却だけではなく、有効に活用するという方向にかじを切っていただいておりますので、私どもも長い間まちづくりをやってきた会社でございますけれども、そういった意味でも、関西が元気になる1つの支えになるというふうに思います。

近々では、これは売却ではありましたが、神戸の港で、今はもう使っていないところをまちづくりに有効活用するという事例も出ておまして、ぜひ皆様方の積極的なご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

【増田管財総括第1課長】 ありがとうございました。

この後は、角会長に議事をお進め願いたいと存じます。角会長、よろしく願いいたします。

【角会長】 それでは、議事を進行させていただきます。

本審議会では、会長とともに会長代理を置くこととなっております。まず、指名を行いたいと思いますが、会長代理は国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして、あらかじめ会長が指名するということになっております。私のほうから会長代理を指名させていただきますと思います。

会長代理は森本委員様にお願いしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

本日は、諮問事項2件と報告事項1件でございます。

なお、審議会の開催結果、議事録につきましては、近畿財務局のホームページにおいて公開することとなっておりますのでご承知のほどよろしくお願いいたします。

それではまず、諮問事項につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【秋田管財部長】 管財部長の秋田でございます。

お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。同様のものを前方のスクリーンに映し出しておりますので、よろしければスクリーンをご覧くださいと存じます。

本日ご審議いただく事項は、昨年6月の財政制度等審議会の答申を受けたものとなりますので、初めに財政制度等審議会における審議状況などについて説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧くださいと思います。

財政制度等審議会では、平成29年12月11日に財務大臣から諮問を受けまして審議をスタートいたしました。そして、本日ご審議いただく案件につきましては、令和元年6月14日に答申があったものでございます。

続いて、2ページをご覧くださいと思います。

最初に、本答申に至る国有財産の管理処分の現状と課題について、この資料に基づいて説明いたします。

国有財産の管理処分につきましては、1つ目ですが、未利用国有地のうち、国として保有する必要のないものについては、原則として、これまでは速やかに売却してまいりました。その結果、注書きにございますが、未利用国有地のストックが減っております。

平成13年度末には約1万6,000件ございましたが、直近の平成29年度末では約3,000件となっております。この間、約2割の水準まで落ちております。

そうすると、2つ目になりますが、こういう中で、国有財産の希少性が高まっておりまして、今ある国有財産を現在世代のみのために費消し尽くしてもいいのか、国有財産を各地域で将来の地域・社会のニーズのために一定程度確保しておく必要があるのではないかという問題意識がございました。

それを受けまして、下の囲みですが、答申の主な見直し事項です。有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保する。つまり、売却せずに所有権を留保して、ただ、それは遊休地としておくのではなく、定期借地によって有効活用していくというのが答申の柱でございます。

そして、2つ目ですが、その留保財産の活用にあたっては、用途を限定せずに民間のデベロッパーなどにヒアリングを行う。同時に、地方公共団体の意見も聞きながら利用方針を策定していくというのが流れでございます。

3ページをご覧くださいますと、留保財産の活用の手順ですが、大きく4つのステップに分けてございます。

1つ目は、まず、留保財産の選定基準を策定していただきます。つまり、どのような財産を留保するかという基準を策定していただくということです。その上で、その基準に基づいて、留保財産の選定をしていただきます。つまり、選定基準に基づいて具体的にどの財産を留保するかということでございます。その後、我々の中で利用方針を検討いたしまして、最後に利用方針が固まった段階で利用方針の決定のために審議会でご審議いただくということでございます。①番、②番、④番と、かなめの部分で審議会にご審議いただくということです。

そして、本日の審議は、①番の選定基準の策定、そして②番の留保財産の選定ということでございます。④番の利用方針につきましては、今後改めてご議論いただくということでございます。

それでは、4ページでございます。

初めに、留保財産の選定の基準についての財政制度等審議会の答申の関連部分をご紹介します。

スクリーンをご覧くださいますと、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な土地というのは、人口が多い地域に所在する土地であるというのが大

きな考え方でございます。

その上で、5ページをご覧くださいますと、これをブレイクダウンしまして、基本的には、以下のような条件に当てはまる土地を留保財産として選定すべきとされておりまして、具体的には、政令指定都市等の各地方の経済・行政の中心となる地域における人口集中地区において2,000平米以上の土地であるというふうにされております。

ただし、この基準を機械的に当てはめるということではなく、一番下でございますが、留保財産については、上記の地域・規模を目安としつつ、上記以外の地域も含め、それぞれの地域や個々の土地の実情等の個別的な要因も考慮して、総合的に判断し、決定すべきとされております。

それでは、6ページをご覧ください。

この答申を踏まえまして、財務本省が全国統一的な見地で留保財産の選定基準における地域・規模に関する原則的な要件を定めております。

まず、地域要件についてですが、近畿圏については、近畿圏整備法で、都市の機能の維持・増進を図る区域と指定されている都市、具体的にはここにありますが、大阪府の大阪市、堺市、守口市、東大阪市、京都府の京都市、兵庫県の神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市の2府1県の9市を対象としています。

欄外の※印ですが、これらの市においても市の全域が人口が多い地域ということではございませんので、留保財産の対象地域につきましては、最新の国勢調査に基づく人口集中地区に所在するものとしております。

また、面積要件ですね。最低面積については2,000平米以上ということでございます。

それでは、7ページをご覧ください。

以上を踏まえまして、近畿財務局における留保財産の選定の基準については、財政審の答申及び本省の通達を整理して、以下のとおり定めたいと考えております。読み上げさせていただきます。

1ポツ。次に掲げる「地域・規模に関する要件」に該当する未利用国地等であって、立地条件、財産価値、人口・交通の状況等の財産の特性や地域の実情（以下「個別的要因」という。）も踏まえ、所有権を留保することが適当と認められるものについては、留保財産として取り扱うものとする。

地域・規模についてはご覧のとおりでございます。

2ポツ。上記1の「地域・規模に関する要件」に該当しない財産であっても、個別的要因

を踏まえ、所有権を留保することが適当と認められるものについては、留保財産とすることが出来るものとする。

以上でございます。

8ページをご覧くださいますと、個別的要因というのが出てまいりましたが、これについて、参考まで例示をさせていただきました。

例えばですが、財産特性の欄をご覧くださいますと、敷地の形状、高低差、道路幅員、接道状況などなど書いてございますが、仮に2,000平米以上の土地であったとしても、敷地の形状ですとか接道の状況が悪ければ留保財産にふさわしくないものもあるだろうということでございます。

反対に、例えば、地域特性のところ、主要な駅至近とございますが、仮に2,000平米未満の土地であったとしても、主要な駅の近い場所にあるようなものについては留保財産にふさわしいものもあるだろうということでございます。

また、地域要件については、大阪市など9市であるということをお申し上げておりますが、それに該当しない場合であったとしても、ここに例示した個別的要因から適当と認められるものについては留保財産に選定していきたいというふうに考えております。

以上が第1諮問の近畿財務局における留保財産の選定基準についての説明です。

続きまして、第2諮問もあわせて説明させていただきます。

9ページです。

第1諮問の留保財産の選定基準に基づきまして、今回は第1弾として、1つ目の大阪市西区川口、2つ目の神戸市垂水区上高丸、この2つの財産を留保財産に選定したいと考えております。

10ページが両財産の広域図でございます。

それでは初めに、大阪市西区川口の国有地について説明をさせていただきます。

11ページです。

赤丸の部分、ここが対象地でございます。

もう少し拡大したものが12ページのこの図になります。対象地は黄色で色塗りされております①の旧大阪税関富島出張所ほかで、約5,300平米の土地でございます。

本地の場所を確認いただきますと、本地は旧淀川の分流である安治川の左岸に位置しております。ちょうど中央卸売市場の川を挟んで向かい側でございます。都市計画は準工業地域で建ぺい率は60%、容積率は200%です。

本地の概算の価格ですが、路線価が15万5,000円でございますので、ここに土地の面積を機械的に掛け合わせますと、約8億円というところでございます。

それでは、前方のスクリーンでは13ページを映しております。そして、両隣のモニター画面では12ページの周辺図を映しておりますので、両方ご覧いただきたいと思うのですが、本財産は、大阪市の人口集中地区に所在する5,300平米の国有地であって、2,000平米以上に該当しますので、留保財産の地域・規模要件に該当します。

大阪メトロの阿波座駅から0.7キロ、徒歩10分の距離でございます。

モニターをご覧いただきますと、周辺には税務署ですとか警察署が所在しております。

さらに、図の②の緑色の部分ですが、こちらは大阪府が管理している河川区域7,900平米にも隣接しておりますので、黄色と緑を合わせますと、約1万3,000平米の土地となり、一体活用の可能性もあるだろうと考えております。

現在、本地につきましては、大阪府が本地の周辺地域を中之島ゲートエリアと位置づけ、水都大阪のシンボル地区として活性化を図っていくということにしております。そして、現在、本地の一部を水辺魅力のシンボル空間として暫定的に活用してまいりまして、集客効果を図るための各種のイベント、社会実験を実施してございます。

14ページが不定期に開催している社会実験の写真でございます。

では、13ページに戻っていただきまして、一番下ですが、大阪府では、これまでの活用状況を踏まえまして、令和2年度中をめどに具体的な利用計画を策定するというところでございますので、本地につきましては、今後大阪府などからの意見も聞きながら利用方針を検討していきたいというふうに考えております。

1つ目は以上でございます。

それでは、15ページをご覧ください。

次に、神戸市垂水区上高丸の国有地について説明します。

赤丸の部分が対象地になります。ご覧いただきますと、JRの垂水駅の北側1.7キロ。これは歩ける距離ではございません。バスで約10分の場所でございます。

16ページが周辺図になります。対象地は赤色部分の約2,400平米の土地でございます。本地の都市計画は第1種、第2種中高層住居専用地域で、建ぺい率60%、容積率200%です。

概算価格でございますが、路線価が11万円で、土地が2,400平米ですので、約3億円といったところでございます。

17ページが現況の写真になります。建物が一部残ってございますが、この建物はいずれ取り壊す予定でございます。

それでは、本財産の留保財産の選定の理由を説明させていただきます。同じように前方のスクリーンでは18ページ、両隣のモニターでは16ページの周辺図を映しておりますので両方ご覧いただきたいと思っております。

本財産につきましては、神戸市の人口集中地区に所在する2,432平米の国有地でございますので、2,000平米以上という地域・規模の要件に該当いたします。

垂水駅からバスで約10分でございます。

また、地域の生活幹線道路にも面しております、ちょうど対面には小さなスーパーがあるというところでございます。

周辺図をご覧いただきますと、周辺にはURであるとか公営住宅などが集積しております、この場所は神戸市のベッドタウンとして発展した経緯がございますので、現在、高齢化も進展しております。一方で、子育て世代も多く住んでございまして、出生率も高い地域でございます。

実はこの場所は過去に介護施設の事業用地として利用の要望があったことなどから、社会福祉ですとか子育て施設としての活用があるのだろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、一番下ですが、今後、私どもといたしましては、まず、用途を限定しないで民間へのヒアリングなどを通じてニーズを事前調査いたしまして、地方公共団体などからの意見も聞きながら、この土地の利用方針を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上が第2 諮問の留保財産の選定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【角会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見、よろしくお願いたします。どうぞ。

【小原委員】 委員の小原でございます。

選定基準については特に私、異存というか質問はないのですが、選定地①の大阪市西区川口の案件でございますが、隣地が大阪府の管理地というか、形が少し食い込んだような形になっていまして、今後利用方針をご検討になるときに、大阪府との協議というの

が非常に大切になってこようかと思うのですけれども、そういった意味で、大阪府との協議とか、あるいは大阪府の方針にやや束縛されるというか、そういう懸念はないのでしょうか。協議の見込みとか、そのあたりを教えていただければと思います。

【秋田管財部長】 ありがとうございます。

まず、手順といたしましては、今回、この財産を留保財産ということでお認めいただきましたら、速やかに大阪府と協議の場を持っていきたいと思えます。その上で、大阪府の利用方針に束縛されるというようなお話がございましたが、大きな方針といたしまして、国有財産はこれまでも公共用ですとか公用利用優先ということやってまいりました。これは売却のときもやってまいりました。留保財産についてもその考え方は同じでございます。留保財産ということで、用途を限定せず民間にヒアリングはいたします。いたしますが、まず、一番優先順位が高いのは、公用、公共用の利用でございますので、大阪府との協議の中で、大阪府が公用ですとか公共用に則した利用ということでお話になれば、まずそちらの優先順位を高く我々は考えていくということでございます。

【小原委員】 ありがとうございます。

【角会長】 どうぞ。

【佐瀬委員】 今のお話の続きのような形になるのですが、18ページに、「今後、用途を限定せず、民間へのヒアリング等を通じ」というこの文脈ですけれども、具体的に民間とはどのようなことを想定しているのかとか、どんなふうにヒアリングのことを公表するのか、そのあたりが少しイメージしにくいので教えていただけたらと思います。

【秋田管財部長】 まだ具体的にどういうふうにやるかというのは決めていないのですけれども、イメージとして申し上げますと、やはりその土地その土地で、私どもでなかなか、どんな潜在利用があるのかというのはわかりませんので、より多くの民間のディベロッパーですね、そういう方にお話を伺いながら、この土地であればどういう民間に需要があるのかということを中心に広く拾っていくのだと思います。そういうことで、民間のお知恵も頭の中に入れながら、地方公共団体とも意見交換をしていって、民間からは、この土地についてはこんな利用の方針があるようですよというのも、まさに材料として地方公共団体とも議論していくのだらうなということです。民間の方へのヒアリングをする際にどういう形でやっていくかというのは、まだこれからでございますが、できるだけ広く意見を聞くということで、それを大切にしながらやっていきたいと思えます。

【佐瀬委員】 民間といっても広いので、少し微妙だなと思いつながら、私のイメージだ

と、むしろ地方公共団体との協議というか、地方公共団体がどんなふうな周辺のニーズを拾っているか、把握されているのではないかと思ったので。そこから始まるのかなと思っただころもあって。文章的に、あるいはイメージ的に、民間との協議というのは、ある意味難しいだろうというところも含めてお尋ねしたのです。今の神戸のほうの介護施設等の問題ということになると、実は今、本当に施設を募集しても応募者がいないというような現実がありますので。そんなことも含めると、介護保険の事業計画とか、色々な計画との合体の中で運用され、地方公共団体と協議してもらうことがまず嬉しいことだなど。個人的な意見ですけれども、そんなイメージを持ちながら聞きましたので、ご質問いたしました。ありがとうございます。

【秋田管財部長】 承知いたしました。地方公共団体とよく話をしていくということにしたいと思います。ありがとうございます。

【佐瀬委員】 お願いします。

【角会長】 どうぞ。

【岡委員】 今回の議論に当たる国有財産が全国で3,125件とありますけれども、そのうちで近畿圏に当たる部分がどれぐらいあって、2,000平米以上のものがどれぐらいあるのかという基本的な数字をまず教えていただけますか。

【秋田管財部長】 すみません、1つ目のお話は今、数字を調べております。2つ目のお話でございますが、今回、選定基準に該当する財産というのは、近畿圏内で、全部で5つございます。

【岡委員】 そんなものですか。

【秋田管財部長】 そうなんです。5つしかございません。これは、かなり売ってしまったということなんです。

【岡委員】 そうですね。

【秋田管財部長】 その5つのうち、個別的要因から検討した結果、選定するとしたものが本日ご紹介した2つです。では、あとの3つをどう外したかということで、簡単にご説明しますと、1つ目が、阿倍野区の北畠というところで、谷町筋をずっと行きまして、阿倍野区に入って、幹線道路から奥に入ったところにあります。その場所は2,000平米以上あるのですが、接道が悪くて、4メートルの接道がありません。ですから、大阪市でいうところの開発行為ができない。したがって、現状では戸建てのようなものしか建てられないということで、我々が将来を見通しても、そういう土地だとなかなか留保しても行政的

な使い方はできないだろうということで外しました。

2つ目が、京都市の伏見区にある、これは住宅地なのですが、現状、竹林でございまして、ここは2,000平米以上あるのですが、接道がありません。したがって、先ほどよりさらに悪いのですが、建物が全く建ちません。こういう場所です。

最後が、先ほど神戸市の垂水区でご説明しました、あそこから2キロ圏内のところに、実はもう1つございます。この場所は、接道もあって物も建つのですが、同じ垂水区に留保財産を2つ持つ必要もないだろうということで、今回はより接道条件の良い、ご説明した上高丸のほうを留保といたしまして、もう1つは留保しなかったということでございます。

ですから、全部で5件のうち2件をご説明して、3件は個別的要因から外したということとです。

【岡委員】 わかりました。

【秋田管財部長】 今、資料を探しておりますので、時間をいただいて申し上げますと、現時点では、そういうもので5件しかないのですが、これから我々、国有財産として、現在、庁舎などで使っているものが、今後その庁舎が廃止されれば、そこが新しい敷地となってきます。これはまだこれからの検討ですが、ちょうどこの会議室の裏側の県警の隣に、今、新しい合同庁舎を建てております。これはあと数年のうちにできます。そういたしますとこの地区に、耐震性のない庁舎に入っている役所が、そこに順次移転してまいります。そうすると、今使っている場所が空きますので、そこは留保財産の検討の対象ということに今後なってくるということでございます。

【岡委員】 わかりました。今お話のありました竹林に関しては、地元の方々はもしかしたら国有財産だから大丈夫だと思っておられる、なくならないと思っておられるかも知れませんが、慎重にやっていただけたらと思います。

2,000平米より少ない、小さいものがたくさんあるのですか。

【秋田管財部長】 そうですね。

【岡委員】 そうですか。その中でも特に、駅前にあたり、今後開発が起こりそうなところにあるものに関しては、ぜひとも持っておいていただいて、開発行為などが進むときに一言言えるような体制をつくっておいていただけたらと思います。

【秋田管財部長】 わかりました。個別的な要因で例示がございましたが、あの中にぜひ将来の開発用地ですとか開発予定地というもの、私ども、入れ込みまして、チェックさ

せていただきたいと思います。

【岡委員】 よろしく願いいたします。

【秋田管財部長】 ありがとうございます。

【角会長】 ほかにございませんでしょうか。

前回だったか、ちょっと忘れましたが、要するに今、例えば、こういう人口構成の、人口動態の中で介護施設がどれだけ要るとか、いわゆる子育て施設がどれだけ要る。これは、30年たてば全然状況が変わるのだから、そのためにも売っちゃうと、後、買い戻すわけにいかないから、やはりそれは国が持っているほうが安心だという、そういう視点があるということですよね。その延長線で考えると、あと20年後ぐらいになると、今以上に過疎化の地域が増えますから、どうしてもコンパクトシティをつくっていかないと、そのコンパクトシティというのは、以前は、どちらかという人口集積の少ないところで集めようということだった。集中させようということだったので、最近では都心部においても、やはりコンパクトシティの考え方でやっていかないといけないということを考えると、今ここに対象地がありましたけれども、私はもう少し広くそれを捉えていただいて、原則はこういうことだけど、当然ほかの地域でもできるわけですから、それを、例えば各都道府県の知事とか、いわゆる基礎自治体の首長がその辺を理解して、将来のまちづくりというのを考えるような、財務省のほうから広くそういうことを周知していただければありがたいという気がいたします。

【秋田管財部長】 承知いたしました。

【角会長】 ほかにございませんでしょうか。

では、ありがとうございました。

【秋田管財部長】 ありがとうございました。

【角会長】 それでは、質問がないようですから、原案どおり決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【角会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項のご説明をお願いいたします。

【山田管財部次長】 管財部次長の山田でございます。

私のほうから、報告事項といたしまして、庁舎の使用調整の結果につきまして、2件ご報告させていただきます。

お手元の資料の中で、「報告事項」というものがございます。前方のスクリーンにも同じものを映しております。

では、1ページをご覧ください。

まず、1件目ですが、大阪市住之江区に所在します大阪税関南港分庁舎につきましては、当局が実施しました使用実態の監査により、入居官署の使用部分に1,004平米の余剰が認められたことから、新たな庁舎需要がありました大阪国税局を入居させる調整を行いました。

こちらの入居時期は来年度を予定しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

2件目でございますが、神戸市中央区に所在します神戸地方合同庁舎につきましては、同じく国有財産の使用実態の監査により、共用部分及び入居官署の使用部分に1,039平米の余剰が認められたことから、近隣で民間ビルを借り受けています兵庫労働局のハローワーク助成金デスク及び雇用保険電子申請事務センターを入居させる調整を行いました。

移転時期は令和4年度を予定しておりますが、借り受けを解消することによりまして、兵庫労働局が支払う借受料、年間約3,200万円が削減できることとなります。

簡単ではございますが、報告事項は以上でございます。

【角会長】 ありがとうございました。

ただいまの報告事項に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。どうぞ。

【小原委員】 小原でございます。

この余剰スペースというのはどういう経緯で発生してくることになるのでしょうか。

【山田管財部次長】 もともと庁舎というのはそれぞれの必要面積に応じた形で建てられておりますが、官署の統廃合であったり、職員の定員の削減であったり、そういったことで余剰が生じておりまして、そういう事情の変化により、狭隘あるいは余剰が出てくるという状況でございます。これらにつきまして、私ども財務局において、使用実態の監査というものを行いまして、狭隘あるいは余剰に関しての実態を把握させていただいているというところでございます。

【小原委員】 ありがとうございます。

【角会長】 前のご質問の。では、どうぞ。

【秋田管財部長】 すみません、先ほど岡委員から、国全体では3,000件、近畿管内

